

○飯塚市私立保育所等研修費補助金交付要綱

平成23年6月13日

飯塚市告示第186号

改正 H27-387(題名改称)

飯塚市私立保育所運営費補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第145号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、多様化する保育需要に応えるため、市内の認可私立保育所及び私立認定こども園(以下「保育所等」という。)が実施する研修に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H27-387一改)

(補助の対象)

第2条 この補助金の交付対象となる経費は、保育の質の向上のために実施される研修に必要な経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保育所等の利用定員に市長が別に定める額を乗じて得た額を限度とする。

(H27-387一改)

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成27年10月28日 告示第387号)

この告示は告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。